

## 「適正な電力取引についての指針」の改定の建議について

### (趣旨)

制度設計専門会合での整理を踏まえ、発電関連情報の公開に関する「適正な電力取引についての指針」の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議をいただきたい。

### 主なポイント

#### 1. 経緯

2020年度冬期のスポット市場価格高騰を受けて、発電所の稼働状況や稼働見通しに関する情報公開の重要性が指摘された。

これを踏まえ、適正な電力取引についての指針（以下「本指針」という。）において定められている発電関連情報の公開のルールの見直しについて、本委員会の制度設計専門会合（令和3年5月31日開催の第61回会合及び令和3年7月30日開催の第63回会合）において議論が行われ、以下のとおりとりまとめられた。

#### 2. 本指針の改定に係る制度設計専門会合からの報告

市場参加者に対する公正な情報公開の観点から、市場に影響を及ぼしうる出力低下の事象が漏れなく開示されるようにするため、本指針については次の改定を行うべき旨が整理された。

- インサイダー情報の開示の対象となる出力低下の要件を、現行の「10万kW以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合」から「継続する24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」に変更する。
- インサイダー情報の開示の対象の例外となる「日常的な運用」について、卸電力市場の透明性を高める観点から、「日常的な運用」の意義及びそれによる不開示を許容する範囲についての明確化を行う。
- インサイダー情報の開示の対象となる出力低下を見込む期間について、市場参加者の見通しのために実態を反映した情報開示とする趣旨から、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録することが適切である旨を明記する。
- 現行の指針では開示の対象となる停止や出力低下の公表に当たり、その原因・理由の開示は任意とされているが、市場取引の公正性の観点から、インサイダー情報の開示の必須項目に「出力低下・停止の原因」を追加する。

#### 3. 経済産業大臣への建議

以上の点に係る改定が必要と考えられるため、資料4-1のとおり、本指針の改定案について経済産業大臣に建議することとしたい。

## 経 済 産 業 省

20210819電委第1号

令和 3 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

平成11年12月に制定された「適正な電力取引についての指針」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、令和2年度冬期のスポット市場価格の高騰等を踏まえた市場参加者への適切な情報開示に係るルールを整備等を内容とする改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

## 適正な電力取引についての指針 改定事項

- インサイダー情報の開示の対象となる出力低下の要件を現行の「10 万 kW 以上の出力低下が 24 時間以上継続することが合理的に見込まれる場合」から「継続する 24 時間以内で 240 万 kWh 以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」に変更する。
- インサイダー情報の開示の対象の例外となる「日常的な運用」について、卸電力市場の透明性を高める観点から、「日常的な運用」の意義及びそれによる不開示を許容する範囲についての明確化を行う。
- インサイダー情報の開示の対象となる出力低下を見込む期間について、市場参加者の見通しのために実態を反映した情報開示とする趣旨から、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録することが適切である旨を明記する。
- 現行の指針では開示の対象となる停止や出力低下の公表に当たり、その原因・理由の開示は任意とされているが、市場取引の公正性の観点から、インサイダー情報の開示の必須項目に「出力低下・停止の原因」を追加する。

# 発電関連情報の公開について

## 第63回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和3年7月30日（金）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日も議論いただきたいこと

- 2020年度冬期のスポット市場価格高騰に際して、発電所の稼働状況や稼働見通しに関する情報公開の重要性が指摘されたことを踏まえ、発電事業者に対して情報公開の拡充についての調査を行い、制度設計専門会合においてご議論いただき、発電情報公開システム（HJKS）を中心とした以下の項目について検討を進めているところ。
  - （１）HJKS登録要件・方法の見直し
    - （ⅰ）HJKSの登録対象となる出力低下
    - （ⅱ）停止・出力低下の見込み時期の登録方法
  - （２）HJKS登録時の理由（燃料制約等）の開示
  - （３）発電実績の公開
- 上記のうち、HJKSの開示に関する事項については、電力適正取引ガイドラインにおいて規定されているが、来冬にも厳しい需給見通しが示されていることを踏まえれば、これに間に合う形でガイドライン改定等の必要な対応が可能となるよう検討を進める必要がある。
- そのため、本日はHJKSの開示に関する（１）（２）について、電力適正取引ガイドラインの改定の方針、具体的な情報公開の方法についてご議論いただきたい。

- 発電事業者の実務上の負担や、上流の燃料調達への影響に留意しつつ検討を進めることとなったことを踏まえて、発電事業者へのアンケートを実施。

## 【アンケート概要】

- 実施期間：2021年4月14日（水）～28日（金）
- 対象：HJKSに発電ユニットを登録している（出力10万kW以上のユニットを有する）**全64事業者**（旧一般電気事業者、JERA、電源開発、ガス系の発電事業者、石油・製鉄等の共同火力、技術実証プラント、その他IPP等）
- 回収率：90%（64社中58社より有効回答）
- 調査内容：以下の項目について、情報公開による発電事業者への影響を調査。

### （1）HJKS登録要件・方法の見直し

- （i）HJKSの登録対象となる出力低下
- （ii）停止・出力低下の見込み時期の登録方法

### （2）HJKS登録時の理由（燃料制約等）の開示

### （3）発電実績の公開

- アンケート結果を踏まえ、必要に応じて発電事業者のヒアリングを実施し、実態の把握を実施。

# **1-(1) HJKS登録要件・方法の見直し**

**( i ) HJKSの登録対象となる出力低下**

## (i) HJKSの登録対象となる出力低下

- 前回のご議論では、HJKSの登録対象となる出力低下の対象要件について、これを「継続する24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」とすることは妥当であるというご意見をいただいたところ。
- この見直し案については、2020年度冬期の価格高騰事象における燃料制約のカバー率が高いことや、事業者ヒアリングにおいても、小規模事業者への影響は限定的、大手事業者もオペレーション上対応可能であるとの回答が大宗であったことから、当該見直し案を採用し、電力適正取引ガイドラインを改定する方針で進めていくことが適当だと考えられる（※）。  
※本改定により、事業者は出力低下の合計値（kWh）により登録要否を判断することとなるが、実際のHJKSの登録に当たっては、出力低下量（kW）と停止日時及び復旧予定日を記載することとなる。
- なお、大手事業者からは、実務上、燃料制約を実施するかを判断する際には、その直前まで「日常的な運用」に該当するバランス停止等も含めて検討しており、登録の例外に該当するかどうかの判断が難しいといった意見が聞かれていることから、電力適正取引ガイドラインにおける「日常的な運用」の趣旨・範囲を整理して具体化してはどうか。（8・9頁参照）。

### 第61回 制度設計専門会合（令和3年5月31日）における委員からの主なご意見

- 登録要件変更のシミュレーションでは、「24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」としたケースで、今冬のLNG燃料制約の発生量の97%をカバー可能とのことで、こちらを用いることが妥当だと考えられる。（草薙委員）
- 今後、24時間で240万kWhを登録する案ということで、こういう方向がいいと思っている。（林委員）
- 市場取引に影響を与え得る出力低下の規模感といったものに着眼した見直しという観点で、有効なものだと理解。（竹廣オブ）

### 登録のイメージ

出力低下量：40万kW  
継続時間見込み：6時間  
→当日中の低下予定として、低下量(kW)と復旧予定日を登録。

| 低下量(kW)    | 停止日時           | 復旧予定日    | 備考         |           |
|------------|----------------|----------|------------|-----------|
|            |                |          | 最低出力低下量    | 最大出力低下量   |
| 400,000 kW | 2021/8/1 17:00 | 2021/8/1 | 300,000 kW | 500,000kW |

## (参考) HJKS登録要件の見直しについて

- 昨冬の燃料制約について事業者ヒアリングしたところ、主に需給に余裕のある時間帯において設定し、**1日の中でも需給がひっ迫する時間帯は燃料制約を解除**するという運用を行っていた。そのため、燃料制約により10万kW以上の出力低下があったとしても、**24時間以上継続していないものは登録の対象外**となっていた（昨年全燃料制約事象に占める登録対象は50%）。
- 今般、登録要件を①「**10万kW以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合**」から④「**継続する24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合**」に見直すことで、上記のような把握できなかった事象についても登録対象となり、**燃料制約事象の大半をカバーすることが可能**となる（昨冬を対象としたシミュレーションでは97%が登録対象）。

第61回制度設計専門会合（令和3年5月31日開催）資料3より抜粋・一部修正

各登録要件下における2020年度冬期のLNG燃料制約発生量のカバー割合（シミュレーション）

| 登録要件                                                      | カバー割合 |
|-----------------------------------------------------------|-------|
| ①「10万kW以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合」（現行要件）            | 50%   |
| ②登録要件が「10万kW以上の出力低下が12時間以上継続することが合理的に見込まれる場合」だったケース       | 72%   |
| ③登録要件が「10万kW以上の出力低下が6時間以上継続することが合理的に見込まれる場合」だったケース        | 89%   |
| ④登録要件が「継続する24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」だったケース（見直し案） | 97%   |

※ 事業者提出の燃料制約データ(kWh)に基づき、コマ単位に各登録要件において登録対象となるか否かを判定。2020年度冬期の燃料制約全体(kWh)に対して、登録対象となった制約量(kWh)の割合をカバー率として算出。

# 今後の検討の方向性について (HJKSの登録対象となる出力低下)

第61回制度設計専門会合（令和3年5月31日開催）資料3より抜粋

- HJKSの登録対象となる出力低下の要件については、前述のとおり、**24時間で240万kWhの出力低下を登録対象とする案**が、シミュレーションの結果、**最も今冬における燃料制約のカバー率が高い。**
- また、**事業者へのヒアリングにおいても、同案について小規模事業者への影響は限定的**であり、大手事業者からもオペレーション上の詳細を調整した上で**受容可能であるとの回答が大宗**であった。
- このため、**HJKSの登録対象となる出力低下の対象要件**については、これを「**今後24時間で240万kWhの出力低下が合理的に見込まれる場合**」とするべく**電力適正取引ガイドラインを改正する方針**で、より詳細な検討を進めていくこととしてはどうか。

※なお、調査の過程で、HJKSのシステムに対する以下のような要望も聞かれたところ、JEPXにおいて対応を検討中。

- 「夜間・祝祭日の登録にタイムラグがある」「事業者側から削除ができない」「ユニット群での登録をできるようにしてほしい」「周期的な停止・低下は繰り返し登録をできるようにしてほしい」

# 「日常的な運用」の趣旨・範囲の具体化について

- 現行の電力適正取引ガイドラインでは、「日常的な運用」は適時公表が必要な計画停止や出力低下には当たらない例外とされている。この点、卸電力市場の透明性を高める観点から、「日常的な運用」の意義及びそれによる不開示を許容する範囲について明確化が必要ではないか。
- これについては、以下のように整理することが適当ではないか。
  - 需要が低いときに行う発電ユニットの出力低下や停止であって、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えないものについては、市場参加者に逐一情報を提供する必要性は乏しく、発電事業者側の負担も考慮して開示を不要とすることは合理的ではないか。
  - したがって、需要が低いときに行う発電ユニットの出力低下や停止であって、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格及びインバランス料金に影響を与えないものを、日常的な運用として情報開示の例外としてはどうか。（これに該当しない場合、情報開示の例外とはしない。）

## 現行の電力適正取引ガイドラインにおける「日常的な運用」についての記載

### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

#### ① インサイダー取引

…なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。**DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用））、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。**

また、上記にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止（解列）には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（燃料の残量により10万キロワット以上の出力の抑制が見込まれる場合に限る。）や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、24時間以上の継続が見込まれる場合には公表対象となる。

他方で、**出力は可能であるが需要が低いこと等により出力を抑制する日常的な運用は、上記のDSS等と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない。**

# 「日常的な運用」の趣旨・範囲の具体化について（具体例・考え方）

- 前頁の整理に基づき、以下のような運用のうち、需要が低いときに行う発電ユニットの出力低下や停止であって、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えないものについて、**情報開示の例外に該当**することとしてはどうか。
  - 日次運転・停止(DSS: Daily Start and Stop)
  - バランス停止
  - ユニット差し替え
  - 揚水電源における、上池下池の水量管理の運用（ポンプアップ及び停止）。但し、市場価格に影響を与えない時間帯に行うものに限る。
- なお、以下については、インサイダー情報の開示を確実に実施させる観点から、**情報開示の例外には該当しない**と整理することが適当ではないか。
  - **DSS運転やバランス停止、ユニット差し替え等**による出力低下等を行う電源について、燃料制約等により認可出力までの出力が可能でない場合は、開示が必要と整理すべきではないか。
  - 予定している停止／見込まれる出力低下について、**日常的な運用とHJKSの登録対象事象が併存**する場合（どちらに整理するか未特定の場合を含む）については、当該登録対象事象はインサイダー情報であるところ、**インサイダー情報の該当を恣意的に判断することを予防する観点**から、事象全体を「日常的な運用」（に当たる可能性）であると説明できない以上、**一部「日常的な運用」であったとしても、これを理由に不開示とすることは不適切**と考えられるのではないか。
  - **時間的に継続する出力低下**について、**一部の時間が「日常的な運用」、その他の時間がHJKSの登録対象事象となる場合**については、上記同様、**恣意的な判断を予防する観点**から、事象全体を「日常的な運用」（に当たる可能性）であると説明できない以上、**一部「日常的な運用」であったとしても、これを理由に不開示とすることは不適切**と考えられるのではないか。

# **1-1. (1) HJKS登録要件・方法の見直し**

**(ii) 停止・出力低下の見込み時期の登録方法**

## (ii) 停止・出力低下の見込み時期について

- 前回のご議論では、2020年度冬期の価格高騰に際し、一部の事業者が日次・週次でHJKS登録の洗い替えを行っていたところ、市場参加者の見通しのために実態を反映した情報開示とする趣旨から、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録（※）することが適切である点、考え方を明確化する方針に対してご賛同いただいたところ、電力適正取引ガイドラインを改定し、インサイダー情報の開示の項にて記載することが適当だと考えられるのではないかと。
 

※例えば、燃料制約の登録にあたっては、発電事業者がある時点の情報（燃料在庫、配船計画、今後の需要見通し）に基づき燃料制約の実施を決定する際に、この燃料制約量がHJKSにおける出力低下の開示要件に該当する状況が解消すると見込まれる時期を登録する等。
- 一方、洗い替え登録を行っていた事業者からは、燃料の受け入れ見通しや需要の動向等を考慮すると、実需給の直前（前週や前日）になるまで確度の高い復旧予定日が見通せない、といった声も聞かれたことから、登録にあたっては、例えば、備考欄に復旧予定日の幅を記載するといったことも考えられるのではないかと。なお、開示方法等の詳細実務の検討にあたっては、JEPXにて検討予定。

### 出力低下・停止の継続期間の見込みに幅がある場合のHJKSにおける登録方法案

| 登録方法案                                                             | HJKSでの公開イメージ |          |           |                                     |
|-------------------------------------------------------------------|--------------|----------|-----------|-------------------------------------|
| 現在の「復旧予定日」には最も蓋然性高く制約が解消される日を入力する。仮に期間に不確実性がある場合は、最短・最長の予定日も入力する。 | 復旧予定日        | 備考       |           |                                     |
|                                                                   |              | 最短予定日    | 最長予定日     | その他                                 |
|                                                                   | 2021/7/14    | 2021/7/7 | 2021/7/31 | 天候による入船可能時期の制約により、復旧予定日は変動する可能性がある。 |

# 今後の検討の方向性について （停止・出力低下の見込み時期の登録方法）

- 今冬のスポット市場高騰に際して、一部事業者に見られた、需要見積もりを反映するために日次・週次でHJKS登録の洗い替えを行うという開示方法の場合、市場参加者側から見れば、実態以上に短期間の情報しか得ることができず、停止・出力低下の解消時期の見通しを得ることが困難であったと考えられる。
- この点、一部の市場参加者（発電事業者など）のみが需給のひっ迫に関わる停止・出力低下の解消時期見込の事実を認識して市場取引を行うことができる一方、他の市場参加者（小売電気事業者など）がその事実の情報を持たないままで市場取引を行うとすると、他の市場参加者が損失を被る中、一部の事業者が情報を有することに基づき利益を獲得できるといった状況が生じるおそれがあり、市場取引の公正性の観点からは懸念があると考えられるのではないかと。
- このため、市場参加者の見通しのために実態を反映した情報開示とする趣旨から、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録することが適切である点、考え方を明確化する方向で検討を進めていくこととしてはどうか。
- 具体的には、発電事業者がある時点の情報（燃料在庫、配船計画、今後の需要見通し）に基づき燃料制約の実施を決定する際に、この燃料制約量がHJKSにおける出力低下の開示要件（今後24時間で、240万kWhの出力低下が合理的に見込まれる場合）に該当する状況が解消すると見込まれる時期をHJKSに登録すべきことを明確化してはどうか。

# (参考) 電力適正取引ガイドラインにおける インサイダー取引の規制

第61回制度設計専門会合（令和3  
年5月31日開催）資料3より抜粋

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### ①インサイダー取引

一部の電気事業者のみが、インサイダー情報（注）を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。

（注）インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。

- （a）認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）
- （b）上記（a）の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し
- （c）認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実
- （d）上記（c）の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）
- （e）上記（a）又は（c）の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実
- （f）認可出力10万キロワット以上の発電ユニットにおいて10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合（当該出力低下を決定した場合を含む。）における当該事実（出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量）。ただし、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない（注）。
- （g）上記（f）により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）
- （h）広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等

## **1-1. (2) HJKS登録時の理由（燃料制約等） の開示**

### (3) HJKSにおける停止・出力低下の理由の開示

- 前回のご議論では、燃料制約等の停止・出力低下の理由の開示に関して、上流の燃料調達に与える影響への懸念の声もあった一方で、2020年度冬期の経験を踏まえると、これらが市場の価格形成の重要な要因となり得るため、市場の公正性の観点から、情報公開を進めるべきといったご賛同の声をいただいた。
- また、広域機関において電源脱落や燃料の状況を考慮したkWh指標の検討が進められており、当該指標管理により明らかとなる不足量に基づいてkWh確保に向けた追加対策を実施することに鑑みると、市場の予見性をより確実なものとする観点からは、HJKSにおいてもより詳細な情報が適時公開されることが必要だと考えられる。
- 上記を踏まえると、停止・出力低下の理由を開示すべきインサイダー情報として位置付けるよう、電力適正取引ガイドラインを改定することが適当ではないか。
- なお、開示方法について、JEPXの第1回運営委員会（令和3年6月22日開催）において、電源開発の石井委員から、登録に係る負荷軽減の観点から、登録理由に一定の類型を設け、選択式での登録を望む意見が挙がっており、詳細実務は引き続きJEPXで検討予定。

#### 第61回 制度設計専門会合（令和3年5月31日）における委員からの主なご意見

- 燃料制約があるというのが広く公開されると上流側で売り手有利の交渉となり、必要以上に高値の調達というのを強いられることで、結果としてスポット市場価格が上がってしまう懸念が残る。（松本オブ）
- 理由の開示にあたっては、事業者から様々な意見が出ることは分かるが、市場の公正性を担保するという意味で、ここは仕方ないのだろうと私も思います。ぜひ事務局の提案の方向で進めていただきたい（圓尾委員）
- 原因、理由の開示についても、市場参加者間での大きな情報開示という点で、この方向感での整理に賛同させていただきたい（竹廣オブ）

## **（参考）第1回JEPX運営委員会（令和3年6月22日開催）における委員 からのご意見（抜粋）**

- 今後は停止情報の理由などがより重要となるが、現状のHJKSシステムでは入力任意のような形となっており、記載情報に各社バラツキがある。例えば入力時にプルダウンリストで入力する等、何等かの区分に分けられるようシステム上で対応することが、取引参加者の作業量の軽減並びに、入力情報の正確性に資するものとなる。  
こうした対応は重要である。（電発 石井委員）

# (参考) HJKSにおける停止・出力低下の理由の開示方法案

- 開示にあたっては、例えば**プルダウンの選択項目式で理由の大分類**（項目案は下図参照）を**登録することを必須**とし、**個別の事由については任意での登録**とするといった運用も考えられるか。
- プルダウン（大分類）の分類項目としては、以下のようなものが考えられるか。
  - 燃料制約
  - 揚水制約
  - 定期検査や作業\*1
  - 設備故障・故障に伴う補修作業\*2  
長期計画停止・休廃止
  - その他の要因による制約\*3

\*1個別の機器試験等を含む \*2くらげ等による設備停止も含む \*3系統制約や公害防止協定による制約、親会社の副生ガス等を含む

## プルダウン式＋任意記述式の理由登録のイメージ

| 停止原因（大分類）      | 停止原因（任意記述）           |
|----------------|----------------------|
| 燃料制約           |                      |
| 揚水制約           |                      |
| 定期検査や作業        | 第10回定期検査に伴う計画停止      |
| 設備故障・故障に伴う補修作業 | ガス化炉メタル温度変動確認に伴う出力低下 |
| 長期計画停止・休廃止     | リプレースのため             |
| その他の要因による制約    | 環境規制のため              |

大分類は**プルダウン式**で  
選択できるようにし、  
任意記述欄は、**個別の事  
由を必要に応じて記載**する  
ようにする。

# (参考) 諸外国における理由登録の項目

- 欧州のENTSO-Eではヘッダー理由（故障・見込まれるメンテナンス・停止・補完的情報）は、少なくとも1つの登録が必須となっており、“補完的情報”を選択すると自由記述欄への記載が必要となる。2階層目以降のサブ理由は任意で登録可能。
- PJMでは67項目から選択する形式となっている。なお、PJMについては、“30 Other”に該当する場合、自由記載欄で説明を行うことと整理されている。

## ENTSO-Eにおける理由登録項目一覧

ヘッダー理由として、以下の4つが指定されており、登録にあたっては、少なくとも1つを選択することとなっている。

- ✓ Failure（故障）
- ✓ Foreseen maintenance（見込まれるメンテナンス）
- ✓ Shutdown（停止）
- ✓ Complementary information（補完的情報）

| ACTION                  | DESCRIPTION                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Definition of element   | The motivation of an act in coded form.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| Description             | <p>The reason code identifying that complementary information about an unavailability or planned maintenance.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• A95: complementary information (this requires the use of the ReasonText attribute.)</li> <li>• B18 = Failure</li> <li>• B19 = Foreseen Maintenance</li> <li>• B20 = Shutdown</li> </ul> <p>Refer to ENTSO-E Core Component Code list document for the valid list of codes.</p> |
| Size                    | The maximum length of this information is 3 alphanumeric characters.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| Applicability           | This information is mandatory.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| Dependence requirements | None.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## PJMにおける理由登録項目一覧

“Not Applicable”での登録は認められておらず、67項目から理由を選択する必要がある。

また、停止の種類（Outage type）として、Unplanned（計画外）/Maintenance（メンテナンス）/Forecasted Planned（見込まれた計画）の分類も登録することとなっている。

| Cause ID Description         |                            |                                      |
|------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 1 N/A                        | 21 Fuel Problem            | 44 Transmission Line                 |
| 1 Air Heater                 | 22 Fuel System             | 45 Transmission Problem              |
| 2 Annual Inspections         | 23 General Maintenance     | 46 Tube Leak                         |
| 3 Annual Inspections/Refuel  | 24 Ground Problem          | 47 Turbine Repair                    |
| 4 Boiler Feed Pumps          | 25 Inspections             | 48 Turning Gear                      |
| 5 Boiler Work                | 26 Mill Problem            | 49 Unit Trip                         |
| 6 Breaker Problems           | 27 Mill Work               | 50 Unknown                           |
| 7 Breaker Work (Maintenance) | 28 No Fuel                 | 51 Vibrations                        |
| 8 Chemistry Problem          | 29 Opacity                 | 52 Water Chemistry                   |
| 9 Clean Intakes              | 30 Other                   | 53 Wicket Gate                       |
| 10 Coal Feeder               | 31 Precipitator            | 54 Ambient Air (Ambient Conditions)  |
| 11 Condenser System          | 32 Pump Work/Problem       | 55 Brush Inspection                  |
| 12 Diver Safety              | 33 Rampdown                | 56 Deslag                            |
| 13 Electrical                | 34 Rod Pattern Adjustments | 60 Ambient Conditions (Auto App.)    |
| 14 Emissions                 | 35 Rod Swap                | 61 Turbine Deposits                  |
| 15 Engine Repair             | 36 SCRAM Test              | 62 Intake Screens                    |
| 16 Engine Work               | 37 Start Failure           | 63 High Pressure Heaters             |
| 17 Environmental             | 38 Substation/Yard         | 64 Valve Test/Work                   |
| 18 Fan Problem               | 39 Testing                 | 65 Cranking Diesel                   |
| 19 Fan Work                  | 41 Transformer Problems    | 66 Black Start Auxiliary Equipment   |
| 20 Feed Pump                 | 42 Transformer Work        | 67 Cold Weather Preparation Exercise |

# 今後の検討の方向性について (HJKS登録時の理由の開示)

第61回制度設計専門会合（令和3年5月31日開催）資料3より抜粋・一部修正

- 現行の電力適正取引ガイドラインにおけるインサイダー情報の適時公表（HJKSでの公表）の規制においては、開示の対象となる停止や出力低下の公表にあたり、その原因・理由（例．燃料制約）の開示は必須ではなく任意とされている。
- しかし、今冬のスポット市場価格高騰事象を踏まえると、停止や出力低下に至る燃料不足という要因は、市場価格の形成に大きな影響を与える可能性を現に有する重要な情報であることを改めて考慮する必要があるのではないか。
- この点、前記と同様、一部の市場参加者（発電事業者など）のみが需給のひっ迫につながる可能性のある燃料不足の事実を認識して市場取引を行うことができる一方、他の市場参加者（小売電気事業者など）がその事実の情報を持たないまま市場取引を行うとすると、他の市場参加者が損失を被る中、一部の事業者が情報を有することに基づき利益を獲得できるといった状況が生じるおそれがあり、市場取引の公正性の観点からは懸念があると考えられるのではないか。
- 上記のような今冬の事象の経験を踏まえると、電力適正取引ガイドラインによるインサイダー情報の開示の規制において、市場の価格形成への重要な要因となり得ることを踏まえ、停止や出力低下の原因・理由についても開示を必要とすることについて検討することが適切ではないか。
- なお、燃料在庫の開示については、前述のとおり、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会の整理において、上流の燃料調達への影響の観点から、大手電力の月末在庫合計値の公表が進められている。加えて、燃料制約に伴い実際に停止・出力低下が発生した場合の情報開示については、上記のインサイダー情報開示規制の趣旨も踏まえた検討が必要と考えられるのではないか。

## **1-2. 今後の進め方について**

# 今後の進め方について

- 本日の審議を踏まえ、以下を本制度設計専門会合の提言として、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしたい。
  - 2020年度冬期のスポット市場価格高騰を踏まえ、発電所の稼働状況や稼働見通しに関する情報公開の重要性が一層認識されたところ、市場参加者の情報の公正性の観点からは、市場に影響を及ぼしうる出力低下の事象が漏れなく開示されることが適切と考えられる。
  - このため、電力適正取引ガイドラインについて、以下のような改定を行うべき。
    - ✓ インサイダー情報の開示の対象となる出力低下の要件を現行の「10万kW以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合」から「継続する24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」に変更する。
    - ✓ インサイダー情報の開示の対象の例外となる「日常的な運用」について、この例外に該当する事象や非該当となる事象の類型を明確化する。
    - ✓ インサイダー情報の開示の対象となる出力低下を見込む期間について、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録することが適切である旨を明記する。
    - ✓ インサイダー情報の開示の必須項目に、「出力低下・停止の原因」を追加する。